

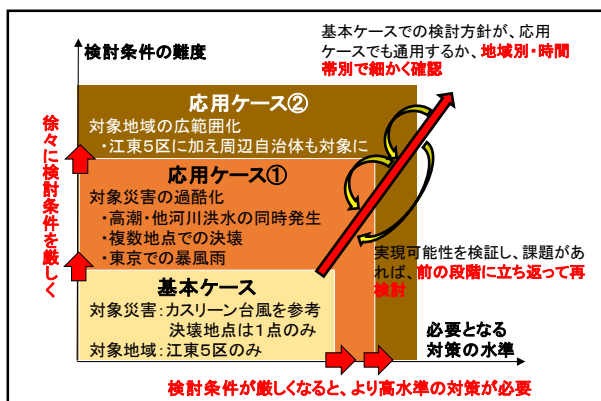
今後検討を進めるにあたっての参考資料

平成29年6月22日

洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討WG

次回以降のWGで議論を深める事項 ～応用ケースの検討①～

荒川・江戸川堤防の複数地点の決壊や、江東 5 区を縦貫して流れる中川や綾瀬川の氾濫の影響、東京湾高潮の影響、さらには東京都心部における強風雨等を考慮した過酷な災害事象を考慮し、さらに避難対象とする地域を江東 5 区に限定せずに首都圏低地帯全般に拡大して検討する



立退き避難の対象

基本ケース(第4回WGまで)

- **荒川及び江戸川の最大包絡時の「浸水継続3日以上」＋「全居室水没」＋「家屋倒壊等氾濫想定区域」の人口151万人～172万人（移動困難者21万人は、広域避難を基本としつつも、5区内に留まることを可とする）。**
- **行政界を越えた公的避難施設確保のための調整を円滑に進めるため、親戚宅、通勤先等の自主避難先の確保を推奨するとともに、公的避難施設へ避難した人についても、決壊地点の確定後、速やかに5区外から5区内に帰還することとする（浸水した地区の住民は5区内の非浸水避難施設へ）**

応用ケース(第5回WG以降)

- 立退き避難対象者については、荒川及び江戸川に加え、**中川、綾瀬川、東京湾高潮**の最大包絡とする。
- 基本ケースでは、決壊地点が1点であったため、速やかに5区外から5区内に帰還することも可能であったが、**複数地点において決壊した場合、速やかに5区内に戻れない場合もあることを考慮する。**

避難開始のタイミング

基本ケース(第4回WGまで)

- カスリーン台風における気象条件等を参考とし、岩淵ピークの7～10時間前に風雨が強まり、歩行が困難となるケースを想定した
- 荒川と江戸川の洪水が同時に発生することを想定し、中川や綾瀬川の洪水、東京湾高潮発生は想定しない。

応用ケース(第5回WG以降)

- 過去、荒川の岩淵水門(上)でピーク水位が氾濫注意水位を超えた事象のうち、**風雨が強まるタイミングが特に早く、また、中川の水位上昇を伴ったことから、避難をするにあたって条件が厳しいH19年9月の台風9号の気象条件等を参考に、避難開始のタイミングを整理する(綾瀬川の水位上昇、高潮発生はない)**
- 上記事象のうち、**中川に加えて綾瀬川の水位上昇を伴ったS53年9月の台風18号の気象条件等を参考に、避難開始のタイミングを整理する(高潮発生はない)。**
- 加えて、**東京湾高潮が発生した場合の避難開始のタイミングを整理する。**

次ページ以降に検討の方向性を記載

对象地区

基本ケース(第4回WGまで)

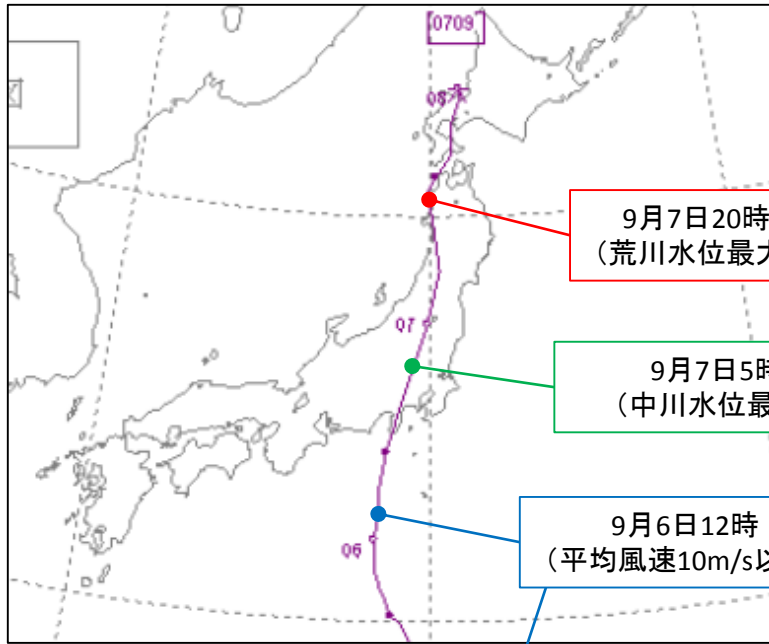
- 江東5区を対象に検討を実施してきた

応用ケース(第5回WG以降)

- 江東5区に加え、**周辺自治体も対象に検討を実施**し、避難先の確保やさらなる混雑発生等を踏まえた大規模・広域避難の実現可能性と対策について検討を実施する。

- 並行して、不測の事態に備えた冗長性のある避難計画についても検討を実施する
- さらに、避難の実現困難度を下げるための検討を実施する
 - 自動車専用道を徒歩避難するとした場合や避難路を増設した場合等の感度分析を実施し、その効果や対策について検討
 - 域内避難を行う場合のライフライン対策、排水対策等の中長期的な対策について検討

次回以降のWGで議論を深める事項 ～応用ケースの検討②(H19. 9 台風9号)～



気象概況

出典：東京管区気象台HP (http://www.jma-net.go.jp/tokyo/sub_index/bosai/disaster/ty0709/ty0709_kumagaya.pdf)
出典：関東地方整備局HP (http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000068404.pdf)

- 平成19年8月29日に南鳥島の南東海上で発生
- 7日0時前に静岡県伊豆半島南部に上陸し、総雨量は熊方142.5mm、秩父354.5mmを観測
- 熊谷地点では、9月7日午前1時にはん濫危険水位(4.90m)を超越し、既往最高水位の5.65mを記録

御成橋付近(鴻巣市・吉見町)
(荒川上流)→

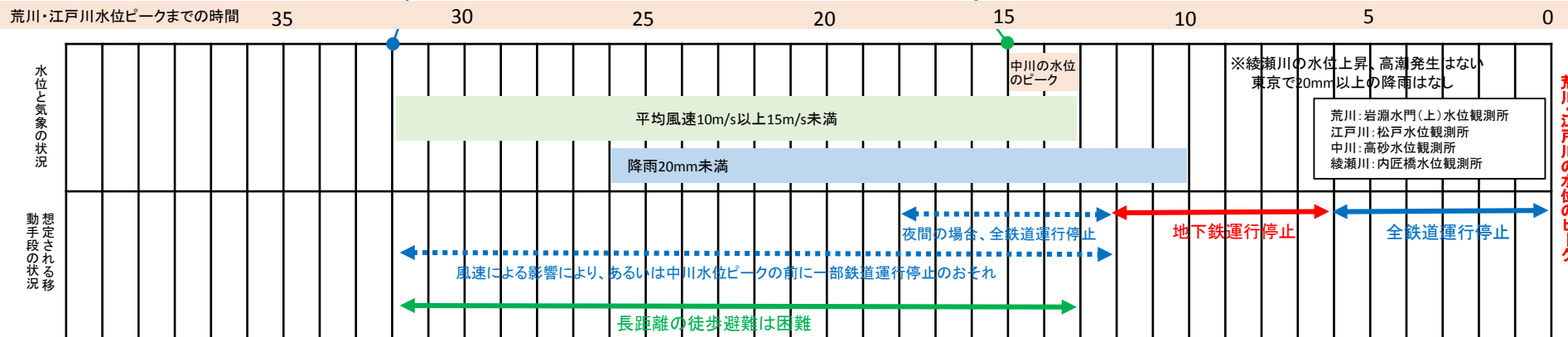


出典：荒川上流河川事務所HP (<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00040.html>)

- 東京で32時間前から風速10m/s以上の風が吹きはじめるため、徒歩による長距離の移動は困難となると考えられる。
- さらに、鉄道が夜間運行停止することを考慮すると、18時間前には全鉄道が運行停止する可能性があり、その場合は24時間前の避難開始では避難が間に合わないおそれがある。
- 風速による影響や、中川の氾濫の影響で、かなり早い段階から一部鉄道が運行停止するおそれがある。
- このことから、さらなる避難開始の前倒しや、鉄道の運行時間を長くするための対策等を実施する必要があると考えられる。

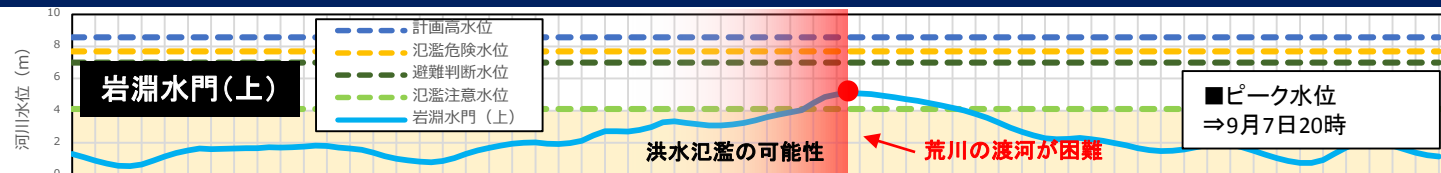
【各気象条件が避難行動へ影響する条件】

- 平均風速
 - ・10m/s以上：傘がささない※
 - ・15m/s以上：風に向かって歩けなくなる※
 - 降雨
 - ・20mm/hr以上：人の受ける印象としては「どしゃ降り」であり、傘をさしていても濡れる※
- ※ 気象庁HPより (http://www.jma.go.jp/jma/notice/forecast/ty0709/ty0709_kumagaya.html)



次回以降のWGで議論を深める事項 ～応用ケースの検討②(H19. 9 台風9号)～

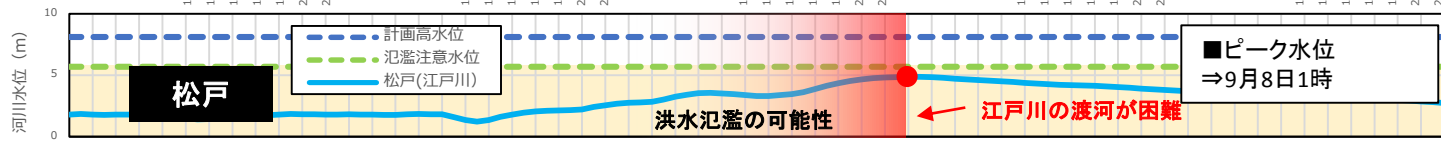
荒川



荒川の水位ピークから5時間後に江戸川の水位ピークに到達

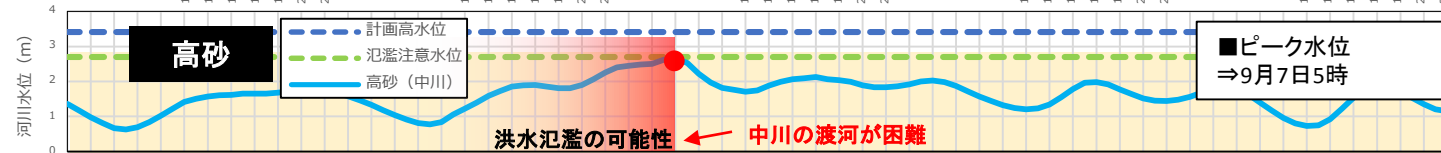


江戸川



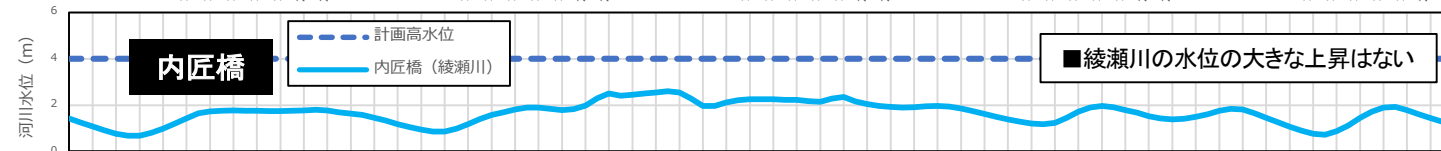
荒川洪水からの避難者と江戸川洪水からの避難者の避難時間が重複する可能性あり

中川



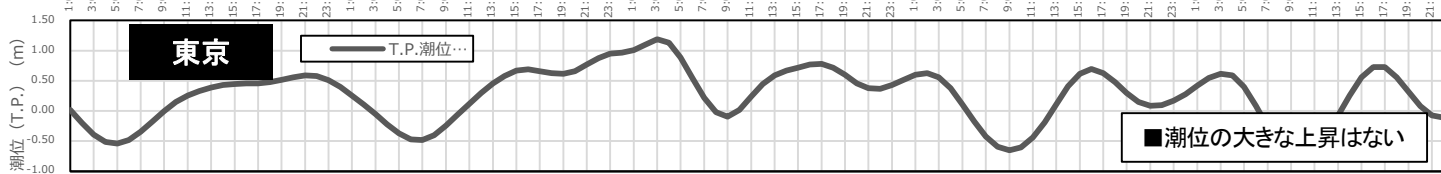
荒川の水位ピークの15時間前に中川・綾瀬川のピーク水位に到達

綾瀬川

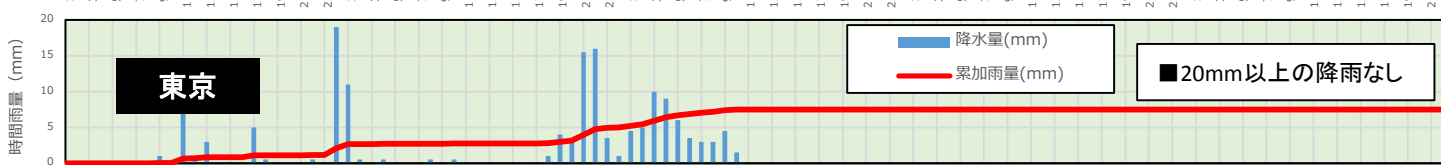


荒川の水位上昇時に綾瀬川の水位上昇や、高潮発生はない

潮位

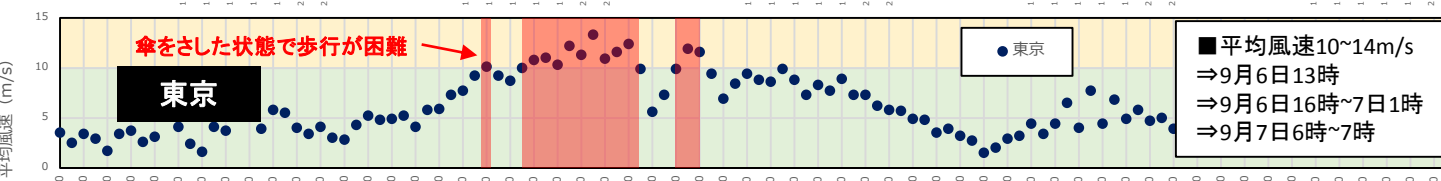


降雨



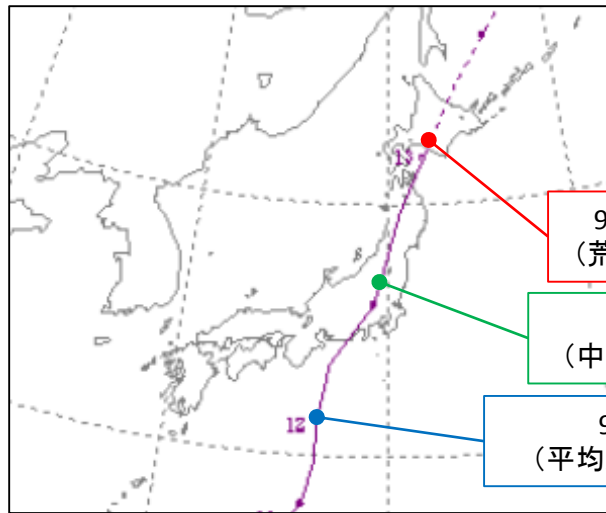
20mm以上の降雨はない

風速



東京地点での風は、岩淵ピークの13~32時間前に強まり、傘を差したままでは歩行が困難

次回以降のWGで議論を深める事項 ～応用ケースの検討③(S57. 9 台風18号)～



気象概況

- 昭和57年9月6日に発生
- 11日18時には、八丈島の南西約640kmに達し、10日～12日に浦和387mm、熊谷373mm、秩父で366mmを記録

出典: 富士川砂防事務所HP (<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/fujikawa00013.html>)
 杉戸町HP ([https://www.town.sugito.lg.jp/doc_lib/1/1291/0-0-3sousoku\(3syuu\).pdf](https://www.town.sugito.lg.jp/doc_lib/1/1291/0-0-3sousoku(3syuu).pdf))

9月13日10時
(荒川水位最大)

9月12日22時
(中川・綾瀬川水位最大)

9月12日9時
(平均風速10m/s以上)

写真手前から越辺川, 小畔川,
入間川(荒川上流)→



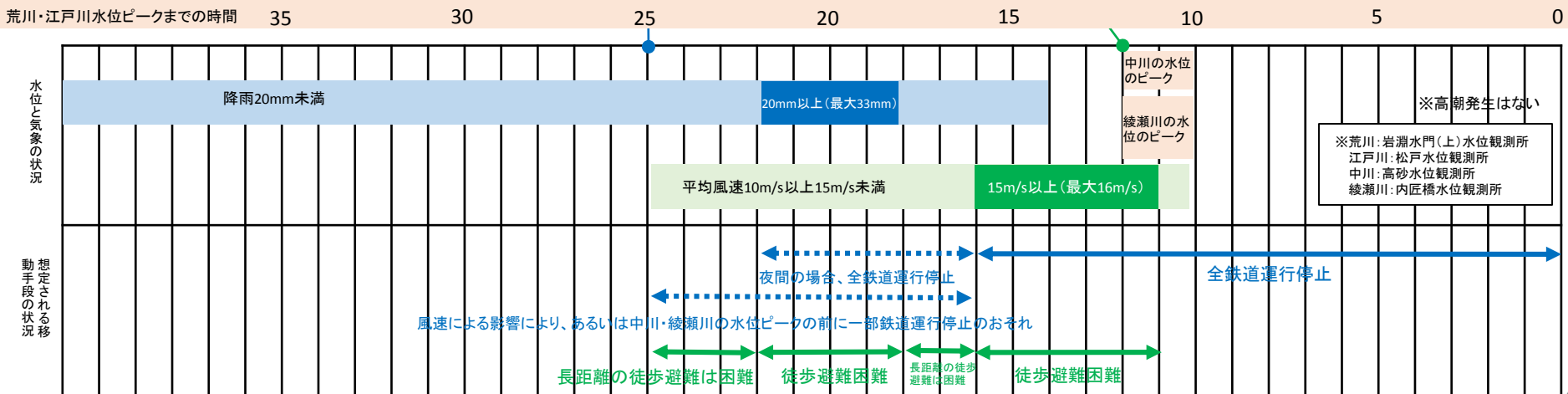
出典: 荒川上流河川事務所 (<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00038.html>)

- 東京で大規模水害発生の25時間前から風速10m/s以上の風が吹きはじめ、徒歩による長距離の移動は困難になると考えられる。また、22時間前から20mm以上の雨も降り始めたため、この時点では歩行による避難が困難になると考えられる。
- 16時間前から風速15m/s以上の風が吹きはじめ、この段階で鉄道が運行停止となるおそれがあり、夜間と重なった場合、さらに6時間前(洪水発生から22時間前)から鉄道が利用できなくなるおそれがある。
- 風速による影響や、中川の氾濫の影響で、かなり早い段階から一部鉄道が運行停止するおそれがある。
- そのため、24時間前からの避難開始では間に合わないおそれがあり、さらなる避難開始の前倒しか、鉄道の運行時間を長くするための対策等を実施する必要があると考えられる。

【各気象条件が避難行動へ影響する条件】

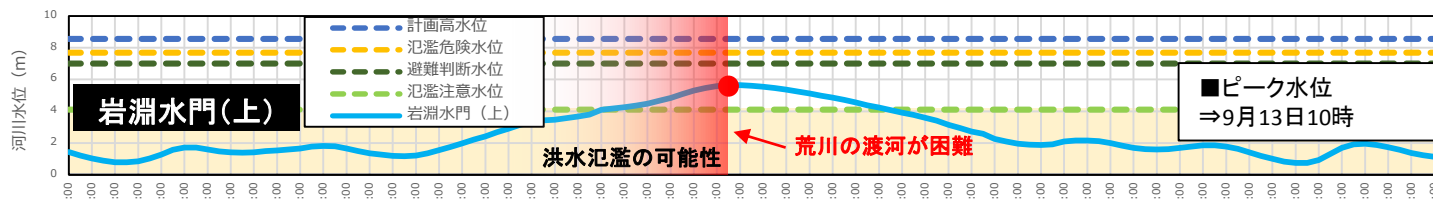
- 平均風速
 - ・10m/s以上: 傘がさせない※
 - ・15m/s以上: 風に向かって歩けなくなる※
- 降雨
 - ・20mm/hr以上: 人の受ける印象としては「どしゃ降り」であり、傘をさしていても濡れる※

※ 気象庁HPより (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yugio_hyo/index.html)



次回以降のWGで議論を深める事項 ～応用ケースの検討③(S57. 9 台風18号)～

荒川

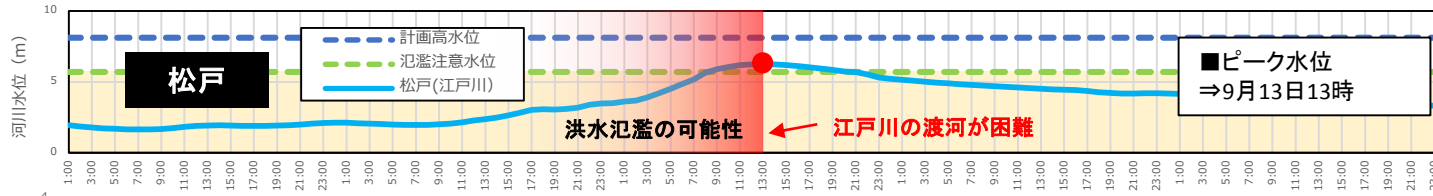


荒川の水位ピークから3時間後に江戸川の水位ピークに到達

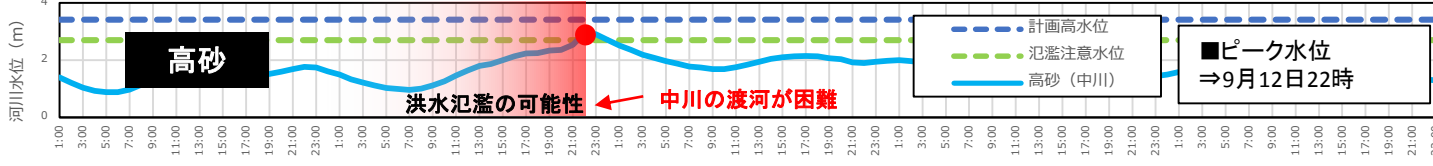


荒川洪水からの避難者と江戸川洪水からの避難者の避難時間が重複する可能性あり

江戸川

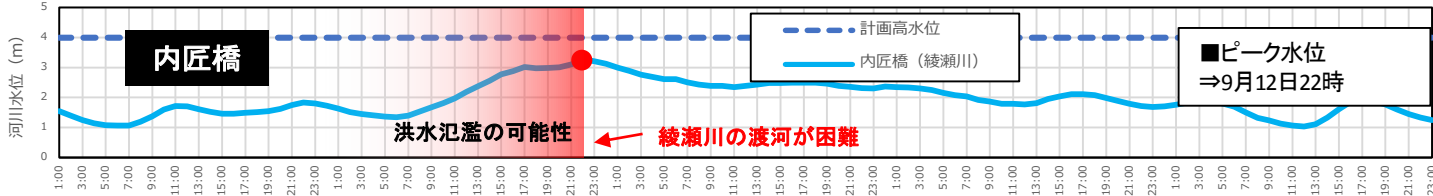


中川

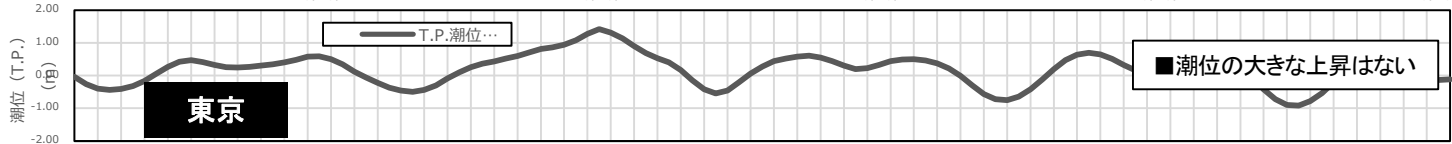


荒川の水位ピークの12時間前に中川・綾瀬川のピーク水位に到達

綾瀬川



潮位



高潮発生はない

降雨



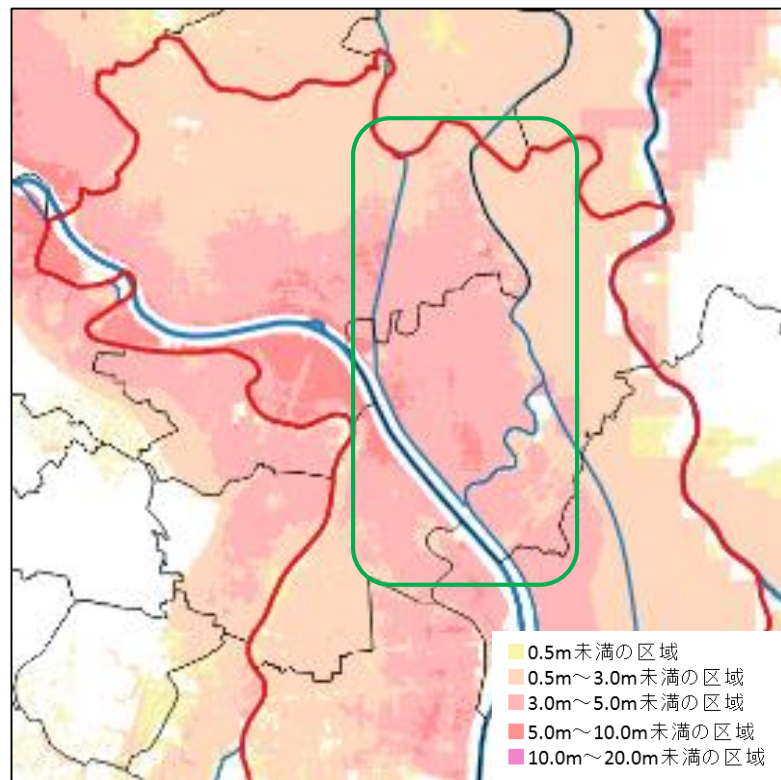
東京地点での風雨は、岩淵ピークの10~25時間前に風雨が強まり、傘を差したままでは歩行が困難

風速

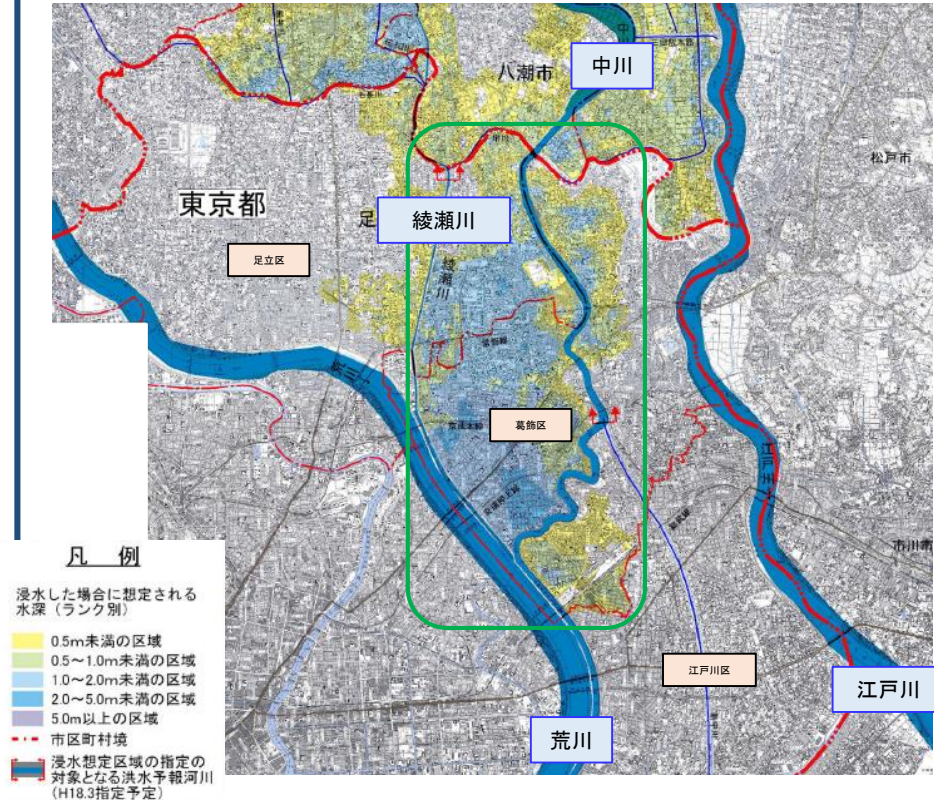


(参考)中川、綾瀬川の浸水想定区域

荒川・江戸川の浸水想定を重ね合わせ



中川・綾瀬川の浸水想定区域



【荒川】荒川水系洪水浸水想定区域(H28.5)

【江戸川・中川・綾瀬川】利根川水系江戸川浸水想定区域図(H17.3)

次回以降のWGで議論を深める事項 ～公的な避難先の確保～

【公的な避難先の基本的な考え方の方向性】

- 公的な避難施設は、立退き避難対象者151万人～172万人に対し、東京都では、江東5区、離島を除く地域において、荒川水系浸水想定区域外に250万人分あり、千葉県や埼玉県の公的な避難先を含めると、量的には十分あることは確認（東京23区でも、江東5区を除く地域において、荒川水系浸水想定区域外に100万人分の公的な避難施設がある）。
- 一方、避難先を考えるにあたっては、量的な確保のみならず、避難先までの交通手段、誘導の方法や、行政界を超えることによる行政間の調整等についても検討を進める必要がある。
- これらについても、今後、本WGにおいて基本的な考え方を示すとともに、関東・中部・近畿の各地において具体的な検討を順次行う。

【避難先の考え方】

- 徒歩により避難をする人は、移動が長距離にならないよう、浸水区域外のできる限り近場に避難所を確保する。
- 自動車により避難をする人は、駐車場の有無を考慮する。
- 鉄道により避難をする人は、降車駅の近くに避難所を確保する。

【葛飾区 東新小岩七丁目町会の例】



次回以降のWGで議論を深める事項 ～国・都府県の関わり方①～

避難勧告等

【災対法】

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、**市町村長は**、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、**避難のための立退きを指示することができる。**

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、**当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。**

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

【水防法】

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、**都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者**は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、**避難のため立ち退くべきことを指示することができる。**水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

市町村等への助言、勧告、指示

【災対法】

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 **都道府県防災会議及び市町村防災会議は**、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、**関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。**

(非常災害対策本部長の権限)

第28条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 **非常災害対策本部長は**、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、**関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。**

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 **市町村長は**、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、**指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。**この場合において、**助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。**

【水防法】

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、**都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。**

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、**国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。**

(勧告及び助言)

第48条 **国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。**

次回以降のWGで議論を深める事項 ～国・都府県の関わり方②～

広域一時滞在

【制度の概要(災対法第86条の8から第86条の13)】

災害対策基本法において、一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手續について、以下のように規定が整備。

■同一都道府県内の場合(広域一時滞在)

- ・被災市町村長が他の市町村長と協議を行う。
- ・被災市町村長が適当な協議の相手方を見つけれないような場合、都道府県知事が助言を行う。
- ・被災市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事が代行する。
- ・被災市町村長に加え、都道府県知事もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

■都道府県の区域を越える場合(都道府県外広域一時滞在)

- ・市町村長から要求を受けて、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行う。
- ・都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけれないような場合、内閣総理大臣が助言を行う。
- ・都道府県知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

【災対法】

(広域一時滞在の協議等)

第86条の8　市町村については、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについては、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 第1項の場合において、協議を受けた市町村長は（以下この条において「協議先市町村長」という。）、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞定の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することとを求めるときができる。

- 3 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもて足りる。
- 5 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 6 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理者とするその他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 12 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 13 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の2 都道府県知事は、当該都道府県長の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行つていくことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があることを認め、当該市町村の市町村長が第86条の3第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置（同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代つて実施しなればならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第86条の11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行ってできなかった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体に災害から保護し、又は居住の場所を確保する上での困難な場合において、当該被災住民について都道府県外に一時滞在の必要があることを認めるとき、第86条の9第2項の規定により協議をすることができ、この場合において、同条第9項第1項の規定により協議することと求めた市町村（以下この条において「都道府県外協議元市町村」という。）とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」に通知しなれば」とあるの「第86条の11前段」と、「都道府県外協議元市町村」とあるのは「協議元都道府県知事」と、協議元都道府県知事に報告し、及び「上」あるのは「協議先都道府県知事及び当該事後段の規定により読み替えて適用する第9項の内閣府令で定める者」に通知しなれば」とあるの「内閣府令で定める者」とあるの「第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第11項」と、同条第10項及び第12項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第86条の12 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第86条の8第1項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第86条の9第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の13 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村又は該市町村を含む都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は当該都道府県外広域一時滞在の必要があるときは、当該市町村の市町村長が第86条の1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代つてつて実施し、又は当該都道府県の知事が第86条の11前段並びに第86条の9第8項並びに第86条の11後段の規定により読み替へて適用する

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

次回以降のWGで議論を深める事項 ～国・都府県の関わり方③～

避難所等

【災対法】

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 **市町村長は**、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、**指定緊急避難場所として指定**しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 **市町村長は**、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を**指定避難所として指定**しなければならない。

協議会

【災対法】

(都道府県相互間地域防災計画)

第43条 **都道府県防災会議の協議会は**、防災基本計画に基づき、当該地域に係る**都道府県相互間地域防災計画を作成**し、及び**毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え**、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村相互間地域防災計画)

第44条 **市町村防災会議の協議会は**、防災基本計画に基づき、当該地域に係る**市町村相互間地域防災計画を作成**し、及び**毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え**、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

被災者の運送

【災対法】

(被災者の運送)

第86条の14 **都道府県知事は**、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、**被災者の運送を要請することができる**。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、**都道府県知事は**、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、**被災者の運送を行うべきことを指示することができる**。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

内閣総理大臣から国民に対する周知

【災対法】

(国民に対する周知)

第51条の2 **内閣総理大臣は**、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、**国民に対し周知させる措置をとらなければならない**。

避難所費用の負担

【災害救助法施行令】

(災害の程度)

第1条 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

【災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令】

(令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準)

第2条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

1 災害が発生し、又は**発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること**。